

過疎地域自立促進計画

(平成28年度～平成32年度)

広島県呉市

は じ め に

1 計画策定の趣旨

平成15年4月1日の合併により旧下蒲刈町、平成17年3月20日の合併により旧倉橋町、旧蒲刈町、旧豊浜町及び旧豊町の区域が呉市に編入されました。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に規定される要件を満たし、過疎市町村として公示されていた旧下蒲刈町、旧倉橋町、旧蒲刈町、旧豊浜町及び旧豊町については、合併後も同法の規定による特例措置の適用により、当該区域が過疎地域とみなされ、同法の規定が適用されることとなりました。

本計画は、平成24年6月27日に同法の期限が5年間延長されて平成33年3月31日までになったことに伴い、同法第6条第1項の規定に基づき、当該区域の自立促進に関し、必要な事項を定めるものです。

2 対象区域

過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる旧下蒲刈町、旧倉橋町、旧蒲刈町、旧豊浜町及び旧豊町の区域を対象とします。

なお、合併後の一体的な地域の発展を図るため、計画の策定に当たっては、全市的な観点からの施策についても配慮します。

- 第1 基本的な事項
 - 1 過疎5地域の概況
 - (1) 概要
 - ア 自然的条件
 - イ 歴史的条件
 - ウ 社会経済的条件
 - (2) 過疎の状況
 - ア 人口等の動向
 - イ その原因
 - ウ これまでの対策，現在の課題及び今後の見通し
 - エ 各地域の社会経済的発展の方向の概要
 - 2 過疎5地域の人口及び産業の推移と動向
 - (1) 人口の推移と動向
 - (2) 産業の推移と動向
 - ア 産業構造の推移と動向
 - イ 各産業別の現況と今後の動向
 - (ア) 農業
 - (イ) 漁業
 - (ウ) 工業
 - (エ) 商業
 - 3 行財政の状況
 - (1) 行政の状況
 - (2) 財政の状況
 - (3) 施設整備水準の現況と動向
 - 4 地域の自立促進の基本方針
 - (1) 地域を支える人づくり ～地域主体のまちづくりの展開～
 - (2) 資源を活かした地域づくり ～地域の魅力の継承と創出～
 - (3) 安全・安心な地域づくり ～生活環境の維持・向上～
 - 5 計画期間
 - 6 公共施設等総合管理計画との整合
- 第2 産業の振興
 - 1 現況と問題点
 - 2 その対策
 - 3 計画
 - 4 公共施設等総合管理計画との整合
- 第3 交通通信体系の整備，情報化及び地域間交流の促進
 - 1 現況と問題点
 - 2 その対策

- 3 計画
- 4 公共施設等総合管理計画との整合
- 第4 生活環境の整備
 - 1 現況と問題点
 - 2 その対策
 - 3 計画
 - 4 公共施設等総合管理計画との整合
- 第5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進並びに医療の確保
 - 1 現況と問題点
 - 2 その対策
 - 3 計画
 - 4 公共施設等総合管理計画との整合
- 第6 教育の振興
 - 1 現況と問題点
 - 2 その対策
 - 3 計画
 - 4 公共施設等総合管理計画との整合
- 第7 地域文化の振興等
 - 1 現況と問題点
 - 2 その対策
 - 3 計画
 - 4 公共施設等総合管理計画との整合
- 第8 集落の整備
 - 1 現況と問題点
 - 2 その対策
 - 3 計画
 - 4 公共施設等総合管理計画との整合
- 第9 その他地域の自立促進に関し必要な事項
 - 1 現況と問題点
 - 2 その対策
 - 3 計画
 - 4 公共施設等総合管理計画との整合

第1 基本的な事項

1 過疎5地域の概況

(1) 概要

ア 自然的条件

【下蒲刈町地域】

南には遠く四国連峰を望む面積8.71平方キロメートルの地域で、下蒲刈島、上黒島、下黒島、ヒクベなどの島々から構成されています。下蒲刈島は島しょ部特有の急傾斜地が多い地形で、標高275メートルの大平山の山系から連なる山裾の限られた平たん地に、下島、三之瀬、大地蔵などの各集落が立地しています。

【倉橋町地域】

倉橋島の南部に位置した面積54.44平方キロメートルの地域で、鹿島、横島など大小11の島から構成されています。呉市中心部との距離は約20キロメートルで、一般国道487号及び主要地方道音戸倉橋線によって結ばれています。標高406メートルの火山を中心として東西に延びる山系の南側と北側の海岸線に沿って集落や耕地が点在し、急傾斜地が多く平たん地が少ない起伏に富んだ複雑な地形となっています。

【蒲刈町地域】

東は豊島、西は狭い海峡を挟んで下蒲刈島に隣接し、南は安芸灘を遠く隔てて四国連峰を望む面積18.89平方キロメートルの地域で、上蒲刈島と周辺の九つの無人島から構成されています。上蒲刈島は細長い形状で、標高457メートルの七国見山を中心に東西に延びる山稜があり、山地から海岸線までの地形が急しゅんで平たん地が少ない地形となっています。

【豊浜町地域】

呉市中心部と直線で約23キロメートルの距離にある面積11.65平方キロメートルの地域で、豊島、大崎下島の一部、斎島、尾久比島、三角島の一部その他の小島によって構成されています。海岸からの僅かな平たん地を除いて、ほとんどが15度から35度までの急傾斜地になっており、狭あいな可住地に密集して豊島、大崎下島及び斎島に六つの集落が形成されています。

【豊町地域】

呉市中心部と直線で約30キロメートルの距離にある面積14.08平方キロメートルの地域で、大崎下島の一部、三角島の一部、鍋島、平羅島、中ノ島及び小島の六つの島によって構成されています。地形は急しゅんな山系が東西に走り、島しょ部の特徴である狭あいな可住地に密集して、大長、御手洗、久比、沖友及び三角の五つの集落が形成されています。

【共通事項】

これら五つの地域の面積は、合わせて107.77平方キロメートルとなります。全ての地域に共通する特徴として、急しゅんな傾斜地が多く存在し平坦地が少なく起伏に富んだ複雑な島しょ部特有の地形であることから、民家は限られた平坦地に集中して建てられ、集落は海岸沿いに点在しています。これらの地域の気候は、温暖な瀬戸内海気候のため年間を通して雨が少なく晴天の日が多く、また、自然環境に恵まれています。また、瀬戸内海国立公園に指定されている地域もあり、山と海に囲まれた風光明媚な瀬戸内海の美しい島々の自然は、呉市の貴重な財産となっています。

イ 歴史的条件

【下蒲刈町地域】

古くから瀬戸内海の海上交通の要衝として栄え、かつて江戸時代には、慶長12年以降11回にわたり毎回500人近い朝鮮通信使の来訪があった地域です。明治22年に町村制の施行により蒲刈島村として発足後、明治24年に下蒲刈島村として分立し、その後昭和37年に下蒲刈町と改称し、平成15年4月1日に呉市に編入されました。

【倉橋町地域】

遣唐使船を建造した地と言われるなど古来より造船業が盛んで、江戸時代以降は内海の沖乗り航路の港町として栄えた地域です。明治22年に町村制の施行により倉橋島村となり、昭和27年に倉橋町と改称し、平成17年3月20日に呉市に編入されました。

【蒲刈町地域】

江戸時代以降、瀬戸内海の海上交通の要衝として栄えた地域であり、明治22年に蒲刈島村として発足後、明治24年に上蒲刈島村として分立し、昭和31年に向村と合併して蒲刈町となり、平成17年3月20日に呉市に編入されました。

【豊浜町地域】

漁業の盛んな地域で、明治22年に町村制の施行により豊浜村となり、昭和44年に豊浜町と改称し、平成17年3月20日に呉市に編入されました。昭和6年にはアビ渡来群游海面が国の天然記念物に指定されました。

【豊町地域】

江戸時代に北前船や交易船が立ち寄る潮待ち、風待ちの重要な港町として栄え、現在では「大長みかん」の名で全国的に有名なみかん栽培を基幹産業とする地域です。明治22年の町村制の施行により、御手洗町・大長村・久友村となりました。昭和31年に御手洗町・大長村・久友村が合併し豊町となり、平成17年3月20日に呉市に編入されました。平成6年には御手洗地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

ウ 社会経済的条件

【下蒲刈町地域】

昭和45年に4,689人であった人口が平成22年国勢調査では1,635人と減少傾向が続くとともに、高齢者比率も39.4パーセントと高い水準を示しています。本地域の農業は、農地のほとんどが急傾斜地にあり生産性が低く、かんきつ類の栽培を中心とした農業経営は、近年の価格の低迷等により大きな打撃を受けています。また、水産業は、後継者不足や漁場環境の悪化による漁業資源の減少などから漁獲量が低下しており、生活の安定性を確保することが困難な状況になっています。こうした第一次産業の現況や地域の立地条件から、多くの若者が地域外へ転出するなど、人口の減少傾向に歯止めが掛からない状況にあります。こうした状況を打破するため、豊かな自然環境や蘭島閣美術館、松濤園などの文化施設を活用した観光振興による地域振興に取り組んでいるところです。

【倉橋町地域】

昭和45年に12,086人であった人口が平成22年国勢調査では6,250人と減少傾向が続くとともに、高齢者比率も43.5パーセントと高い水準を示しています。本地域は、終戦までは主要交通機関を海上交通に委ねていたことから道路整備が遅れていましたが、終戦後、徐々に道路改良を進め、昭和36年に音戸大橋、昭和50年に鹿島大橋が開通するなど、基幹道路の整備が大きく進展しました。本地域の基幹産業の一つである農業はかんきつ類の栽培を主体としており、他地域と同様に市場価格の低迷や後継者不足などにより農家経営が圧迫されていることから、「お宝トマト」など新規ブランド商品の開発などにより活路を見いだしているところです。また、水産業は、漁獲量の減少に対処するため、とる漁業からつくり育てる漁業に移行しつつあります。

【蒲刈町地域】

昭和45年に5,240人であった人口が平成22年国勢調査では2,060人と減少傾向が続くとともに、高齢者比率も49.4パーセントと非常に高い水準を示しています。本地域の基幹産業もかんきつ類の栽培を主体とした農業が中心ですが、長引くかんきつ類の価格低迷は、農家に打撃を与えてきました。さらに、水産業も専業漁業者が少なく高齢化が進んできていることから、厳しい状況が続いています。一方、全国ブランドとなった「海人の藻塩」の生産や、日本の名水百選の「桂の滝」、「県民の浜」などを核とした観光客誘致など、観光振興による地域の活性化に積極的に取り組んでいるところです。

【豊浜町地域】

昭和45年に5,238人であった人口が平成22年国勢調査では1,763人と減少傾向が続くとともに、高齢者比率も60.7パーセントと全国でも有数の高い率を示しています。平成20年11月の豊島大橋開通

により本土との交通が結ばれ、利便性が飛躍的に向上しました。なお、齋島は豊島から4.5キロメートル離れており、航路により結ばれています。本地域の基幹産業は、農業と水産業の第一次産業ですが、農業はかんきつ栽培を主体としているため、他地域と同様に厳しい状況が続いています。漁業は、県内屈指の漁業経営体を有し、近年は集荷施設等を整備し一本釣りなどにより漁獲されるタチウオのブランド化に取り組んでいます。

【豊町地域】

昭和45年に6,604人であった人口が平成22年国勢調査では2,261人と減少傾向が続くとともに、高齢者比率も58.6パーセントと全国でも有数の高い率を示しています。平成20年11月の豊島大橋開通により本土との交通が結ばれ、利便性が飛躍的に向上しました。本地域の基幹産業もかんきつ農業ですが、年々進行する過疎化・高齢化の中で農家の経営規模の零細化が進むとともに、慢性的なみかん市場の低迷等により、農家を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっています。

このように、いずれの地域も第一次産業を基幹産業とし、人口の減少と高齢化の進行に歯止めが掛からないという社会経済環境の中で、停滞する地域経済の活性化のために様々な取組を講じている状況にあります。

(2) 過疎の状況

ア 人口等の動向

当過疎5地域を合算した数値では、昭和35年の人口が43,434人であるのに対し、平成22年国勢調査の人口が13,969人と67.8パーセントの大幅な減少となっており、地域の人口減少傾向が顕著になっています。

特に、年少人口は、昭和35年が15,719人、平成22年が898人で、94.3パーセントの大幅な減少となっており、少子化現象が極度に進行しています。

その反面、高齢人口は、昭和35年が3,895人、平成22年が6,774人で、73.9パーセントの増と高齢化が進行しています。

イ その原因

当過疎5地域に共通していることは、地理的な条件に加え就業の場の不足及び人口の自然減少等が考えられます。

特に基幹産業であるかんきつ栽培を主体とした農業及び漁場環境の悪化などにより漁獲量の減少が続く漁業以外には目ぼしい産業基盤はなく、また、かんきつ類の価格低迷は農家経営を悪化させ、これが若者の地域外転出の引き金になっていると考えられます。

ウ これまでの対策，現在の課題及び今後の見通し

【下蒲刈町地域】

旧過疎地域活性化特別措置法等に基づき，これまで生活環境や教育文化施設の整備，安芸灘大橋の開通に伴う交通体系の整備等各分野において諸施策を講じてきました。しかしながら，安芸灘大橋の開通により離島の状況は解消したものの人口減少が続くなど，依然として過疎の状況は改善していないのが現状です。

【倉橋町地域】

旧過疎地域活性化特別措置法等に基づき，これまで農業や漁業の基盤整備，くらはし温水プールを始めとするスポーツ施設や，歴史民俗資料館などの文化施設の整備を実施してきました。このような公共施設の整備推進により，地域住民の生活環境の向上や地域間の連帯強化などの効果は上がりましたが，基幹産業である農水産業の就業者の高齢化と後継者不足など，依然として過疎の状況は改善していないのが現状です。

【蒲刈町地域】

旧過疎地域活性化特別措置法等に基づき，これまで農業や漁業の基盤整備，公共下水道の整備や公営住宅，診療所や高齢者生活福祉センターの整備に重点を置き事業を推進してきました。しかしながら，基幹産業である農水産業の低迷等により人口減少が続くなど，依然として過疎の状況は改善していないのが現状です。

【豊浜町地域】

旧過疎地域活性化特別措置法等に基づき，これまで本地域の基幹産業である漁業の関連施設を始めとした基盤整備を実施してきました。しかしながら，基幹産業である漁業は，資源の減少等により漁獲量が伸び悩んでおり，漁業就労者の高齢化と後継者不足が問題となるなど，依然として過疎の状況は改善していないのが現状です。

【豊町地域】

旧過疎地域活性化特別措置法等に基づき，これまで道路，簡易水道施設や高齢者福祉センターなどの施設整備を進めてきました。しかしながら，豊島大橋の開通により交通の利便性は向上したものの，本地域の基幹産業であるかんきつ農業の低迷等により人口減少が続くなど，依然として過疎の状況は改善していないのが現状です。

いずれの地域も，人口の減少や少子高齢化の更なる進行に伴い，地域住民による「まちづくり」や「にぎわいづくり」が困難になることが見込まれます。また，各地域の基幹産業である農水産業の後継者不足などにより産業が停滞し，地域社会における活力の低下が懸念されます。

他の地域でも同様の傾向が見受けられますが，特に過疎地域においては顕著になっています。

エ 各地域の社会経済的発展の方向の概要

【下蒲刈町地域】

瀬戸内の豊かな自然環境や蘭島閣美術館、松濤園等の文化施設、梶ヶ浜海水浴場、観松園等の観光施設などを最大限に活用したまちづくりを推進していく必要があります。このため豊かな自然の中で育まれた文化と歴史を活かした環境整備を図り、安芸灘地域の玄関口・瀬戸内文化の拠点として、更に魅力ある地域づくりに取り組みます。また、地域特性を活かしたまちづくりを担う人材の育成などに取り組みます。

【倉橋町地域】

日本の渚百選に選ばれた桂浜周辺などの恵まれた観光資源を最大限に活用したまちづくりを推進するとともに、基幹産業である農水産業を持続的に発展させていくため、農業団地や漁港施設などの基盤整備に取り組みます。また、「お宝トマト」などのブランド化を推進するとともに、これら地域産業を継承させていく担い手の育成などに取り組みます。

【蒲刈町地域】

瀬戸内の自然に恵まれた立地条件を活かし、「県民の浜」を中心とした観光レクリエーションの島として魅力あふれるまちづくりを推進していきます。また、基幹産業であるかんきつ農業の担い手の育成などに取り組みます。

【豊浜町地域】

基幹産業である漁業の関連施設の整備を推進していくとともに、豊島タチウオのブランド化など、水産業を中心とした地域の特色ある資源を最大限に活用した施策に取り組みます。また、将来にわたり水産業を担う人材の育成などに取り組みます。

【豊町地域】

重要伝統的建造物群保存地区に選定された「御手洗地区」を始めとする歴史・文化資源や、瀬戸内の美しい海・島という自然環境など地域の魅力を活かしたまちづくりを推進していきます。また、将来にわたり本地域の基幹産業であるかんきつ農業を担う人材の育成などに取り組みます。

いずれの地域においても、地域コミュニティを将来にわたり維持・活性化していくためには、まず、地域協働を基本に据えた人材育成を図り、併せて基盤整備を着実に進めていくことが必要です。

このため、今後過疎地域のまちづくりに当たっては、地域住民が主体となった地域振興のためのまちづくりを地域協働により展開し、基幹産業である農水産業の維持・活性化や、特色ある観光資源を活かしたにぎわいづくりに取り組むとともに、地域住民が日常生活を送る上で必要な生活基盤の維持・向上を着実に推進していくこととします。

2 過疎5地域の人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

いずれの地域も、年少人口が大幅に減少し、高齢人口の大幅な増加により高齢化が加速度的に進行しており、過疎化に拍車を掛けています。

今後も、一層の少子高齢化の進行が懸念され、若者を中心とした定住促進などの人口減対策と高齢化に伴う施策の充実等が大きな課題になっています。

(2) 産業の推移と動向

ア 産業構造の推移と動向

当過疎5地域の就業人口総数は、昭和35年から平成22年までの50年間で約66.4パーセント減少しています。産業別就業者比率を見ると、昭和35年には第一次産業60.3パーセント、第二次産業12.2パーセント、第三次産業27.5パーセントとなっており、農業漁業等の第一次産業が地域の基幹産業でしたが、平成2年以降は第三次産業が第一次・第二次産業を上回り、平成22年の第三次産業の割合は46.5パーセントとなっています。

このように、第一次産業就業者の減少と第三次産業就業者の増加という傾向が見受けられますが、その要因としては、少子高齢化の進行や就業環境の厳しさなどによる後継者不足等が考えられます。農業・漁業の経営環境の厳しさや第三次産業の進展傾向に鑑みると、今後もこの傾向が続くものと予測されます。

イ 各産業別の現況と今後の動向

(ア) 農業

【下蒲刈町地域】

地理的条件から、農地が山腹から山頂に至る急傾斜地に開墾されており、瀬戸内の温暖な気候を活かしたかんきつ類を基幹作物としていますが、農業経営は零細で、その上、就業者は高齢化しています。さらに、全国的な生産過剰による農産物価格の低迷などにより厳しい経営環境にあります。

【倉橋町地域】

第一次産業の就業者は高齢化の進行により減少しており、併せて基幹産業であるみかん栽培は価格低迷等の影響を受け、農家経営は非常に厳しい状況にあります。

【蒲刈町地域】

かんきつ類の栽培を主体とした農業が基幹産業ですが、かんきつ類の価格低迷による農業不振を反映して農家中堅層が他の産業への転換を図るなど兼業化が進んでいます。

【豊浜町地域】

瀬戸内の温暖な気候と急傾斜地における階段状の農地という特色を活かしたかんきつ類の生産が漁業と並ぶ基幹産業ですが、価格低迷等により農家経営は非常に厳しい状況にあります。

【豊町地域】

「大長みかん」の名で全国的に有名なみかん栽培を基幹産業としていますが、かんきつ農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いており、農業経営も非常に厳しい状況にあります。

(イ) 漁業

【下蒲刈町地域】

一本釣り、小型底引き網などの沿岸漁業が中心で小規模経営の漁家が多いため経営体質がぜい弱な上に、近年の漁業資源の減少と相まって漁業経営は厳しい状況にあります。

【倉橋町地域】

小規模経営の漁家が多いため生産性は高くありませんが、近年では漁場環境の保全、栽培漁業等の積極的支援により漁獲量は横ばいで推移しています。

【蒲刈町地域】

漁業就業者は少数で下蒲刈町地域と同様の状況であり、漁業経営は厳しい状況にあります。

【豊浜町地域】

漁業が第一の主要産業であり、一本釣り・はえ縄を主体とする漁船漁業で経営体の数は県下屈指を誇っています。しかしながら、高齢化等の進行による後継者不足等により漁業就業者は徐々に減少に転じています。

【豊町地域】

刺し網漁・小型底引き網漁を中心とした内海漁業が少数営まれています。近年の漁業資源の減少等により、専業での漁業経営は厳しく、兼業漁家が多数を占める傾向にあります。

(ウ) 工業

古くから海運業や造船業など瀬戸内の利点を活かした産業が盛んな地域ですが、各地域とも平たん地が少なく離島であるなど、企業の立地においては不利な条件の改善が大きな課題でした。

しかしながら、安芸灘大橋や豊島大橋の開通により立地条件が改善されたことから、全国ブランドとなった「海人の藻塩」のような地域資源に結び付いた食品加工業の振興など、地域の特性を活かした製造業の育成が望まれています。

(エ) 商業

各地域とも商業活動は個人商店などを中心に行われており、生活必需品を主とした雑貨経営が多く、地域の多様化した消費者ニーズには対応できていない状態となっています。また、購買行動の広域化に伴い、地域外への購買力の流出が著しく商業経営も厳しい状況にあります。今後は、豊かな自然環境や優れた歴史・文化を活かした観光との連携による物産販売、飲食業の振興によるにぎわいの創出など、地域の特性を活かした商業の展開が望まれています。

表 1-1 (1-1) 人口の推移 (国勢調査)
(過疎区域を合算した表)

| 区分 | 昭和35年 | | | 昭和40年 | | | 昭和45年 | | | 昭和50年 | | | 昭和55年 | | |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| | 実数 | | 増減率 | 実数 | | 増減率 | 実数 | | 増減率 | 実数 | | 増減率 | 実数 | | 増減率 |
| 総数 | 人 43,434 | 人 38,784 | % △ 10.7 | 人 33,857 | 人 30,607 | % △ 12.7 | 人 30,607 | 人 28,291 | % △ 9.6 | 人 28,291 | 人 25,000 | % △ 7.6 | 人 25,000 | 人 22,700 | % △ 7.6 |
| 0歳～14歳 | 15,719 | 11,862 | △ 24.5 | 8,505 | 6,774 | △ 28.3 | 6,774 | 5,587 | △ 20.4 | 5,587 | 4,224 | △ 24.5 | 4,224 | 3,000 | △ 29.6 |
| 15歳～64歳 | 23,820 | 22,836 | △ 4.1 | 21,119 | 19,108 | △ 9.5 | 19,108 | 17,543 | △ 8.2 | 17,543 | 16,000 | △ 8.5 | 16,000 | 14,500 | △ 9.4 |
| うち15歳～29歳(a) | 8,301 | 7,361 | △ 11.3 | 6,495 | 5,332 | △ 17.9 | 5,332 | 4,224 | △ 20.8 | 4,224 | 3,000 | △ 29.6 | 3,000 | 2,000 | △ 33.3 |
| 65歳以上(b) | 3,895 | 4,086 | 4.9 | 4,233 | 4,725 | 11.6 | 4,725 | 5,161 | 9.2 | 5,161 | 5,500 | 6.5 | 5,500 | 5,800 | 5.5 |
| 若年者比率 (a)/総数 | % 19.1 | % 19.0 | — | % 19.2 | % 17.4 | — | % 17.4 | % 14.9 | — | % 14.9 | % 12.0 | — | % 12.0 | % 10.0 | — |
| 高齢者比率 (b)/総数 | % 9.0 | % 10.5 | — | % 12.5 | % 15.4 | — | % 15.4 | % 18.2 | — | % 18.2 | % 22.0 | — | % 22.0 | % 25.0 | — |

| 区分 | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | |
|-----------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 25,916 | % △ 8.4 | 人 22,931 | % △ 11.5 | 人 20,507 | % △ 10.6 | 人 17,688 | % △ 13.7 | 人 15,787 | % △ 10.7 |
| 0歳～14歳 | 4,331 | △ 22.5 | 3,087 | △ 28.7 | 2,204 | △ 28.6 | 1,548 | △ 29.8 | 1,186 | △ 23.4 |
| 15歳～64歳 | 16,062 | △ 8.4 | 13,920 | △ 13.3 | 11,704 | △ 15.9 | 9,159 | △ 21.7 | 7,624 | △ 16.8 |
| うち15歳～29歳(a) | 3,482 | △ 17.6 | 2,821 | △ 19.0 | 2,356 | △ 16.5 | 1,688 | △ 28.4 | 1,288 | △ 23.7 |
| 65歳以上(b) | 5,523 | 7.0 | 5,924 | 7.3 | 6,599 | 11.4 | 6,981 | 5.8 | 6,976 | △ 0.1 |
| 若年者比率 (a)/総数 | % 13.4 | — | % 12.3 | — | % 11.5 | — | % 9.5 | — | % 8.2 | — |
| 高齢者比率 (b)/総数 | % 21.3 | — | % 25.8 | — | % 32.2 | — | % 39.5 | — | % 44.2 | — |

| 区分 | 平成22年 | |
|-----------------|-------------|-------------|
| | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 13,969 | % △ 11.5 |
| 0歳～14歳 | 898 | △ 24.3 |
| 15歳～64歳 | 6,284 | △ 17.6 |
| うち15歳～29歳(a) | 997 | △ 22.6 |
| 65歳以上(b) | 6,774 | △ 2.9 |
| 若年者比率 (a)/総数 | % 7.1 | — |
| 高齢者比率 (b)/総数 | % 48.5 | — |

表1-1 (1-2) 人口の推移 (国勢調査)
(過疎区域を含む市全体の表)

| 区分 | 昭和35年 | | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | | 昭和55年 | |
|-----------------|--------------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|------------|-----|
| | 実数 | | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 291,887 | 人 301,955 | % 3.4 | 人 306,222 | % 1.4 | 人 311,786 | % 1.8 | 人 302,766 | % △ 2.9 | |
| 0歳～14歳 | 84,323 | 71,668 | △ 15.0 | 69,718 | △ 2.7 | 72,934 | 4.6 | 67,155 | △ 7.9 | |
| 15歳～64歳 | 187,817 | 207,492 | 10.5 | 210,382 | 1.4 | 208,091 | △ 1.1 | 199,565 | △ 4.1 | |
| うち15歳～29歳(a) | 73,700 | 82,602 | 12.1 | 79,360 | △ 3.9 | 69,538 | △ 12.4 | 56,087 | △ 19.3 | |
| 65歳以上(b) | 19,747 | 22,795 | 15.4 | 26,122 | 14.6 | 30,665 | 17.4 | 35,989 | 17.4 | |
| 若年者比率 (a)/総数 | % 25.2 | % 27.4 | — | % 25.9 | — | % 22.3 | — | % 18.5 | — | |
| 高齢者比率 (b)/総数 | % 6.8 | % 7.5 | — | % 8.5 | — | % 9.8 | — | % 11.9 | — | |

| 区分 | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | |
|-----------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|
| | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 293,584 | % △ 3.0 | 人 280,429 | % △ 4.5 | 人 270,179 | % △ 3.7 | 人 259,224 | % △ 4.1 | 人 251,003 | % △ 3.2 |
| 0歳～14歳 | 57,534 | △ 14.3 | 44,622 | △ 22.4 | 37,683 | △ 15.6 | 34,065 | △ 9.6 | 31,413 | △ 7.8 |
| 15歳～64歳 | 195,584 | △ 2.0 | 189,830 | △ 2.9 | 179,886 | △ 5.2 | 165,949 | △ 7.7 | 154,280 | △ 7.0 |
| うち15歳～29歳(a) | 54,008 | △ 3.7 | 54,878 | 1.6 | 51,868 | △ 5.5 | 45,281 | △ 12.7 | 37,288 | △ 17.7 |
| 65歳以上(b) | 40,445 | 12.4 | 45,756 | 13.1 | 52,601 | 15.0 | 59,198 | 12.5 | 64,140 | 8.3 |
| 若年者比率 (a)/総数 | % 18.4 | — | % 19.6 | — | % 19.2 | — | % 17.5 | — | % 14.9 | — |
| 高齢者比率 (b)/総数 | % 13.8 | — | % 16.3 | — | % 19.5 | — | % 22.8 | — | % 25.6 | — |

| 区分 | 平成22年 | |
|-----------------|--------------|------------|
| | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 239,973 | % △ 4.4 |
| 0歳～14歳 | 28,669 | △ 8.7 |
| 15歳～64歳 | 140,886 | △ 8.7 |
| うち15歳～29歳(a) | 33,405 | △ 10.4 |
| 65歳以上(b) | 70,210 | 9.5 |
| 若年者比率 (a)/総数 | % 13.9 | — |
| 高齢者比率 (b)/総数 | % 29.3 | — |

表 1 - 1 (2 - 1) 人口の推移 (住民基本台帳)

(過疎区域を合算した表)

| 区 分 | 平成12年3月31日 | | 平成17年3月31日 | | | 平成22年3月31日 | | |
|-----|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-------------|-----------|-------------|
| | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総 数 | 人 19,011 | - | 人 16,957 | - | % △ 10.8 | 人 14,915 | - | % △ 12.0 |
| 男 | 8,821 | % 46.4 | 7,914 | % 46.7 | △ 10.3 | 6,884 | % 46.2 | △ 13.0 |
| 女 | 10,190 | % 53.6 | 9,043 | % 53.3 | △ 11.3 | 8,031 | % 53.8 | △ 11.2 |

| 区 分 | 平成26年3月31日 | | | 平成27年3月31日 | | |
|------------------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------|------------|
| | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総 数 (外国人住民除く) | 人 13,227 | - | % 12.8 | 人 12,797 | - | % △ 3.3 |
| 男 (外国人住民除く) | 6,132 | % 46.4 | 12.3 | 5,955 | % 46.5 | △ 2.9 |
| 女 (外国人住民除く) | 7,095 | % 53.6 | 13.2 | 6,842 | % 53.5 | △ 3.6 |
| 参考 | 男 (外国人住民) | 89 | - | 94 | | 5.6 |
| | 女 (外国人住民) | 104 | - | 103 | | △ 1.0 |

表 1 - 1 (2 - 2) 人口の推移 (住民基本台帳)

(過疎区域を含む市全体の表)

| 区 分 | 平成12年3月31日 | | 平成17年3月31日 | | | 平成22年3月31日 | | |
|-----|--------------|-----------|--------------|-----------|------------|--------------|-----------|------------|
| | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総 数 | 人 263,508 | - | 人 254,348 | - | % △ 3.5 | 人 244,068 | - | % △ 4.0 |
| 男 | 126,832 | % 48.1 | 122,256 | % 48.1 | △ 3.6 | 117,328 | % 48.1 | △ 4.0 |
| 女 | 136,676 | % 51.9 | 132,092 | % 51.9 | △ 3.4 | 126,740 | % 51.9 | △ 4.1 |

| 区 分 | 平成26年3月31日 | | | 平成27年3月31日 | | |
|------------------|--------------|-----------|----------|--------------|-----------|------------|
| | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総 数 (外国人住民除く) | 人 234,217 | - | % 4.2 | 人 231,850 | - | % △ 1.0 |
| 男 (外国人住民除く) | 112,490 | % 48.0 | 4.3 | 111,519 | % 48.1 | △ 0.9 |
| 女 (外国人住民除く) | 121,727 | % 52.0 | 4.1 | 120,331 | % 51.9 | △ 1.1 |
| 参考 | 男 (外国人住民) | 1,326 | - | 1,393 | | 5.1 |
| | 女 (外国人住民) | 1,313 | - | 1,370 | | 4.3 |

表1-1(3)人口の見通し

(人)

| | 平成22年 | 平成27年 | 平成32年 | 平成37年 | 平成42年 | 平成47年 | 平成52年 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 呉市人口ビジョンにおける将来人口推計 | 239,973 | 230,848 | 222,196 | 212,525 | 202,368 | 192,598 | 183,597 |
| 国立社会保障・人口問題研究所の人口推計 | 239,973 | 227,459 | 215,077 | 201,752 | 188,206 | 174,794 | 161,954 |

表1-1(4-1)産業別人口の動向(国勢調査)
(過疎区域を合算した表)

| 区分 | 昭和35年 | | | 昭和40年 | | | 昭和45年 | | | 昭和50年 | | | 昭和55年 | | |
|-----------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------|-----|----|-------|--|--|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | | |
| 総数 | 人 19,119 | 人 17,888 | % △ 6.4 | 人 17,276 | % △ 3.4 | 人 15,098 | % △ 12.6 | 人 14,225 | % △ 5.8 | | | | | | |
| 第一次産業 就業人口比率 | % 60.3 | % 56.4 | - | % 49.7 | - | % 44.3 | - | % 42.2 | - | | | | | | |
| 第二次産業 就業人口比率 | % 12.2 | % 15.2 | - | % 19.4 | - | % 22.5 | - | % 22.5 | - | | | | | | |
| 第三次産業 就業人口比率 | % 27.5 | % 28.3 | - | % 30.9 | - | % 33.0 | - | % 35.3 | - | | | | | | |

| 区分 | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | |
|-----------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|-------------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 12,857 | % △ 9.6 | 人 11,418 | % △ 11.2 | 人 10,700 | % △ 6.3 | 人 8,723 | % △ 18.5 | 人 7,847 | % △ 10.0 |
| 第一次産業 就業人口比率 | % 41.1 | - | % 37.0 | - | % 37.0 | - | % 34.5 | - | % 33.7 | - |
| 第二次産業 就業人口比率 | % 22.2 | - | % 23.5 | - | % 23.4 | - | % 22.8 | - | % 20.4 | - |
| 第三次産業 就業人口比率 | % 36.6 | - | % 39.5 | - | % 39.6 | - | % 42.6 | - | % 45.2 | - |

| 区分 | 平成22年 | |
|-----------------|------------|-------------|
| | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 6,430 | % △ 18.1 |
| 第一次産業 就業人口比率 | % 26.7 | - |
| 第二次産業 就業人口比率 | % 19.7 | - |
| 第三次産業 就業人口比率 | % 46.5 | - |

表1-1(4-2) 産業別人口の動向(国勢調査)
(過疎区域を含む市全体の表)

| 区分 | 昭和35年 | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | | 昭和55年 | |
|-----------------|--------------|--------------|-----------|--------------|----------|--------------|------------|--------------|------------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 127,231 | 人 142,422 | % 11.9 | 人 150,900 | % 6.0 | 人 142,435 | % △ 5.6 | 人 136,573 | % △ 4.1 |
| 第一次産業 就業人口比率 | % 17.7 | % 13.0 | - | % 9.9 | - | % 7.7 | - | % 7.1 | - |
| 第二次産業 就業人口比率 | % 38.7 | % 42.1 | - | % 41.2 | - | % 40.0 | - | % 37.5 | - |
| 第三次産業 就業人口比率 | % 43.6 | % 44.9 | - | % 48.8 | - | % 52.1 | - | % 55.4 | - |

| 区分 | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | |
|-----------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|----------|--------------|------------|--------------|------------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 132,079 | % △ 3.3 | 人 131,671 | % △ 0.3 | 人 132,351 | % 0.5 | 人 122,126 | % △ 7.7 | 人 117,303 | % △ 3.9 |
| 第一次産業 就業人口比率 | % 6.8 | - | % 5.2 | - | % 5.0 | - | % 3.9 | - | % 3.8 | - |
| 第二次産業 就業人口比率 | % 35.9 | - | % 35.6 | - | % 33.5 | - | % 31.5 | - | % 29.0 | - |
| 第三次産業 就業人口比率 | % 57.2 | - | % 59.1 | - | % 61.2 | - | % 63.9 | - | % 65.9 | - |

| 区分 | 平成22年 | |
|-----------------|--------------|------------|
| | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 109,959 | % △ 6.3 |
| 第一次産業 就業人口比率 | % 2.7 | - |
| 第二次産業 就業人口比率 | % 27.8 | - |
| 第三次産業 就業人口比率 | % 65.4 | - |

3 行財政の状況

(1) 行政の状況

行政の執行機関の組織については、合併により市民サービスの低下を来すことのないよう旧町の区域を所管区域とする各支所とまちづくりセンターを総括する市民センターや、一定の区域を所管する保健出張所・消防出張所を設置し、本庁各課との密接な連携をとりながら地域の特性を活かした施策を推進しています。さらに、地域インターネットなどの高度情報通信基盤や道路網の整備に取り組んでいるところです。また、地域の特性を活かした「地域まちづくり計画」を策定し、定住人口や交流人口の増加を図るための魅力と活力のある地域づくりに取り組んでいます。

(2) 財政の状況

地方財政を取り巻く環境は、長引く景気低迷による自主財源の減少や債務残高の高止まりなどにより厳しさを増し、財政構造の硬直化が進行しています。

こうした中、合併によるスケールメリットを活かした効率的・効果的な行財政運営を行うためには、有利な財源を確保し有効活用を図ることにより、多様化する行財政需要に的確に対処していく必要があります。

そのため、国や県からの補助金や過疎対策事業債、合併特例債などを有効に活用して財源を確保することにより、地域特性に即した個性と魅力ある地域づくりを推進するとともに、市内における一体感の醸成を図り、地域の活性化による過疎からの早期脱却を目指します。

(3) 施設整備水準の現況と動向

(道路、農林道)

道路及び農林道については、各地域とも徐々に整備が図られていますが、一部の地域では地形的な制約により、いまだ拡幅改良・舗装が十分でない箇所もあり、計画的に整備を推進していく必要があります。

(上水道)

上水道施設については、高い普及率で地域全域に安定的な供給を行っているものの、人口減少や節水意識等の向上により、水需要の減少傾向が続く中で、高度経済成長期に整備した施設が一斉に更新時期を迎えます。

将来にわたって安全で安心なサービスを安定的に提供するため、将来の水需要を見極め、適正規模での改築更新を計画的に推進していく必要があります。

(下水道)

下水道施設については、一部で下水道事業や集落排水事業が供用開始して

いるものの、未整備地区も多く、下水道事業や集落排水事業の整備・普及を積極的に推進していく必要があります。

また、下水道事業及び集落排水事業の実施が困難な地域に対しては、浄化槽の設置・普及に取り組む必要があります。

（公園・緑地）

公園・緑地については、各地域に平坦地が少ないという地形的な制約もありますが、住民の交流促進を図るため、また、災害時の避難場所とするためにも、一定の面積の確保に取り組む必要があります。

（高齢者福祉施設）

当過疎5地域の高齢者比率は平均49パーセントと、全国的に見ても非常に高い数値となっています。このため今後は、保健・医療・福祉などの総合的なサービスを提供する施策を推進していく必要があります。

（児童福祉施設）

各地域の保育所は、乳幼児数が減少する中で、適正規模を目指した保育環境の整備を図るため、統合・民営化を推進するとともに、市内のどの施設に通っても同等程度のサービスが受けられるよう、保育の質の維持・向上に取り組む必要があります。

（教育施設）

社会教育施設については、個性と活力ある地域づくりを担う意欲と能力のある人材を育成・確保するため、地域住民の学習活動を支援するなど施設の有効活用を図り、学校教育施設については、児童・生徒数が急激に減少する中で、適正規模を目指した学校教育環境の整備を図るとともに、施設の老朽化に対応するため、施設整備を推進していく必要があります。

表1-2 (1) 市財政の状況
(旧下蒲刈町区域分)

(単位：千円)

| 区 分 | 平成12年度 | 平成14年度 |
|-----------------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A | 3,276,360 | 3,144,291 |
| 一般財源 | 2,200,106 | 2,555,635 |
| 国庫支出金 | 457,374 | 48,003 |
| 都道府県支出金 | 22,640 | 165,558 |
| 地方債 | 302,600 | 365,100 |
| うち過疎債 | 132,000 | 159,400 |
| その他 | 293,640 | 9,995 |
| 歳出総額 B | 3,255,482 | 2,989,092 |
| 義務的経費 | 1,197,304 | 1,104,467 |
| 投資的経費 | 1,094,620 | 873,155 |
| うち普通建設事業 | 1,094,620 | 873,155 |
| その他 | 963,558 | 1,011,470 |
| 過疎対策事業費 | 455,912 | 194,470 |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 20,878 | 155,199 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 D | 8,950 | 0 |
| 実質収支 C-D | 11,928 | 155,199 |
| 財政力指数 | 0.131 | 0.139 |
| 公債費負担比率 | 32.6 | 22.5 |
| 起債制限比率 | 4.1 | 2.8 |
| 経常収支比率 | 66.0 | 83.8 |
| 地方債現在高 | 3,972,861 | 4,002,729 |

(旧倉橋町区域分)

(単位：千円)

| 区 分 | 平成12年度 | 平成15年度 |
|-----------------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A | 4,180,947 | 3,795,841 |
| 一般財源 | 3,096,366 | 2,794,085 |
| 国庫支出金 | 223,361 | 133,471 |
| 都道府県支出金 | 339,945 | 246,304 |
| 地方債 | 236,400 | 426,000 |
| うち過疎債 | 74,300 | 134,900 |
| その他 | 284,875 | 195,981 |
| 歳出総額 B | 4,099,410 | 3,723,875 |
| 義務的経費 | 1,764,588 | 1,753,582 |
| 投資的経費 | 833,134 | 474,688 |
| うち普通建設事業 | 821,949 | 466,915 |
| その他 | 1,501,688 | 1,495,605 |
| 過疎対策事業費 | 257,859 | 404,746 |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 81,537 | 71,966 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 D | 12,111 | 14,098 |
| 実質収支 C-D | 69,426 | 57,868 |
| 財政力指数 | 0.280 | 0.292 |
| 公債費負担比率 | 18.4 | 21.8 |
| 起債制限比率 | 13.1 | 6.4 |
| 経常収支比率 | 86.0 | 88.8 |
| 地方債現在高 | 4,131,279 | 3,891,397 |

(旧蒲刈町区域分)

(単位：千円)

| 区 分 | 平成12年度 | 平成15年度 |
|-----------------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A | 4,448,422 | 3,486,022 |
| 一般財源 | 2,005,975 | 1,518,374 |
| 国庫支出金 | 431,787 | 84,635 |
| 都道府県支出金 | 802,989 | 646,805 |
| 地方債 | 716,200 | 345,300 |
| うち過疎債 | 20,100 | 48,800 |
| その他 | 491,471 | 890,908 |
| 歳出総額 B | 4,178,636 | 3,236,376 |
| 義務的経費 | 1,008,073 | 1,147,256 |
| 投資的経費 | 2,213,442 | 1,109,913 |
| うち普通建設事業 | 2,213,442 | 1,109,913 |
| その他 | 957,121 | 979,207 |
| 過疎対策事業費 | 59,390 | 139,638 |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 269,786 | 249,646 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 D | 40,288 | 129,015 |
| 実質収支 C-D | 229,498 | 120,631 |
| 財政力指数 | 0.134 | 0.138 |
| 公債費負担比率 | 21.9 | 29.5 |
| 起債制限比率 | 8.6 | 14.1 |
| 経常収支比率 | 75.9 | 92.9 |
| 地方債現在高 | 5,196,188 | 4,841,020 |

(旧豊浜町区域分)

(単位：千円)

| 区 分 | 平成12年度 | 平成15年度 |
|-----------------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A | 2,432,678 | 2,371,888 |
| 一般財源 | 1,750,675 | 1,522,095 |
| 国庫支出金 | 24,591 | 44,376 |
| 都道府県支出金 | 421,030 | 390,938 |
| 地方債 | 116,200 | 307,800 |
| うち過疎債 | 51,500 | 97,400 |
| その他 | 120,182 | 106,679 |
| 歳出総額 B | 2,350,708 | 2,217,381 |
| 義務的経費 | 1,055,361 | 1,034,841 |
| 投資的経費 | 572,867 | 530,056 |
| うち普通建設事業 | 572,867 | 529,217 |
| その他 | 722,480 | 652,484 |
| 過疎対策事業費 | 112,871 | 181,229 |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 81,970 | 154,507 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 D | 0 | 25,793 |
| 実質収支 C-D | 81,970 | 128,714 |
| 財政力指数 | 0.081 | 0.088 |
| 公債費負担比率 | 22.4 | 26.3 |
| 起債制限比率 | 7.1 | 12.2 |
| 経常収支比率 | 90.7 | 104.5 |
| 地方債現在高 | 3,049,220 | 2,953,815 |

(旧豊町区域分)

(単位：千円)

| 区 分 | 平成12年度 | 平成15年度 |
|-----------------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A | 3,305,826 | 3,232,588 |
| 一般財源 | 1,899,192 | 1,542,680 |
| 国庫支出金 | 118,737 | 153,930 |
| 都道府県支出金 | 426,541 | 223,483 |
| 地方債 | 422,500 | 709,300 |
| うち過疎債 | 384,300 | 350,200 |
| その他 | 438,856 | 603,195 |
| 歳出総額 B | 3,251,576 | 3,109,680 |
| 義務的経費 | 1,040,386 | 965,089 |
| 投資的経費 | 1,016,498 | 982,651 |
| うち普通建設事業 | 1,014,262 | 982,651 |
| その他 | 1,194,692 | 1,161,940 |
| 過疎対策事業費 | 680,559 | 509,566 |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 54,250 | 122,908 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 D | 1,009 | 0 |
| 実質収支 C-D | 53,241 | 122,908 |
| 財政力指数 | 0.108 | 0.115 |
| 公債費負担比率 | 20.7 | 20.1 |
| 起債制限比率 | 11.0 | 11.0 |
| 経常収支比率 | 95.2 | 103.3 |
| 地方債現在高 | 2,762,844 | 3,411,305 |

(過疎地域を含む市全体分)

(単位：千円)

| 区 分 | 平成17年度 | 平成22年度 | 平成26年度 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入総額 A | 109,985,872 | 110,475,075 | 107,653,644 |
| 一般財源 | 61,285,513 | 58,953,428 | 58,444,724 |
| 国庫支出金 | 11,583,336 | 14,294,727 | 14,595,165 |
| 都道府県支出金 | 5,107,891 | 5,857,955 | 5,680,932 |
| 地方債 | 14,007,800 | 12,716,200 | 14,568,800 |
| うち過疎債 | 467,300 | 112,400 | 547,000 |
| その他の | 18,001,332 | 18,652,765 | 14,364,023 |
| 歳出総額 B | 108,342,604 | 108,868,052 | 106,004,757 |
| 義務的経費 | 51,712,451 | 56,510,879 | 57,680,844 |
| 投資的経費 | 17,711,846 | 17,341,782 | 16,285,763 |
| うち普通建設事業 | 17,301,933 | 16,356,337 | 16,280,697 |
| その他の | 38,918,307 | 35,015,391 | 32,038,150 |
| 過疎対策事業費 | 859,758 | 130,621 | 687,271 |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 1,643,268 | 1,607,023 | 1,648,887 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 D | 561,083 | 400,817 | 212,085 |
| 実質収支 C-D | 1,082,185 | 1,206,206 | 1,436,802 |
| 財政力指数 | 0.578 | 0.640 | 0.610 |
| 公債費負担比率 | 17.7 | 19.5 | 22.0 |
| 実質公債費比率 | — | 13.4 | 12.2 |
| 起債制限比率 | 11.9 | 12.4 | 12.0 |
| 経常収支比率 | 91.2 | 95.9 | 96.7 |
| 将来負担比率 | — | 139.6 | 105.4 |
| 地方債現在高 | 144,011,084 | 136,357,828 | 130,282,391 |

表1-2(2-1) 主要公共施設等の整備状況

(過疎区域を合算した表)

| 区 分 | 昭和45年度末 | 昭和55年度末 | 平成2年度末 | 平成12年度末 | 平成22年度末 | 平成26年度末 |
|----------------------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|
| 市道 | | | | | | |
| 改良率 (%) | 14.3 | 13.9 | 19.0 | 19.4 | 14.9 | 14.9 |
| 舗装率 (%) | 16.7 | 62.4 | 76.1 | 77.9 | 77.9 | 77.9 |
| 農道 | | | | | | |
| 耕地1ha当たり農道延長 (m) | 69.8 | 43.3 | 68.9 | 57.9 | 72.9 | 73.2 |
| 林道 | | | | | | |
| 林野1ha当たり林道延長 (m) | 11.2 | 22.4 | 17.8 | 22.6 | 10.7 | 9.9 |
| 水道普及率 (%) | 49.1 | 90.2 | 96.3 | 98.0 | 99.4 | 99.4 |
| 水洗化率 (%) | 0.0 | 13.1 | 22.2 | 38.3 | 71.0 | 65.4 |
| 人口千人当たり病院・診療所の病床数(床) | 8.9 | 8.1 | 7.6 | 8.1 | 10.0 | 11.2 |

表1-2(2-2) 主要公共施設等の整備状況

(過疎区域を含む市全体の表)

| 区 分 | 昭和45年度末 | 昭和55年度末 | 平成2年度末 | 平成12年度末 | 平成22年度末 | 平成26年度末 |
|----------------------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|
| 市道 | | | | | | |
| 改良率 (%) | 10.8 | 15.2 | 14.9 | 16.6 | 14.7 | 15.1 |
| 舗装率 (%) | 33.8 | 64.4 | 88.0 | 89.3 | 89.8 | 89.9 |
| 農道 | | | | | | |
| 耕地1ha当たり農道延長 (m) | 68.8 | 47.3 | 58.2 | 45.0 | 98.2 | 96.1 |
| 林道 | | | | | | |
| 林野1ha当たり林道延長 (m) | 6.5 | 11.2 | 9.5 | 10.8 | 6.4 | 6.2 |
| 水道普及率 (%) | 80.1 | 94.2 | 97.0 | 98.1 | 99.1 | 99.2 |
| 水洗化率 (%) | 8.2 | 34.5 | 57.9 | 78.2 | 94.8 | 95.9 |
| 人口千人当たり病院・診療所の病床数(床) | 14.8 | 17.1 | 20.2 | 19.6 | 19.4 | 19.4 |

4 地域の自立促進の基本方針

呉市の島しょ部にある当該過疎地域は、瀬戸内海国立公園のほぼ中央に位置し、瀬戸内海に面した地理的条件を活かしながら、それぞれ個性豊かな地域として発展してきました。

豊かな自然環境や各地域の特色ある歴史・文化という地域資源を次世代に継承していくため、「地域振興のための地域協働によるまちづくり」を展開し、「地域の主要産業である農水産業の維持・活性化や特色ある観光資源を活かしたにぎわいづくり」に取り組むとともに、「地域住民が日常生活を送る上で必要な生活基盤の維持・向上」を着実に推進していくことを念頭に、次により計画的・総合的なまちづくりを進めます。

(1) 地域を支える人づくり ～地域主体のまちづくりの展開～

過疎地域は、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、主要産業である農水産業の後継者不足や、地域の活力低下などが見込まれます。

今後も、地域の一人一人が心身ともに豊かな生活を送れるよう安定的に「地域」を持続していくためには、地域の「つながり」や人々の心の「絆」を基軸に据えた画一的でない地域の実情に応じた「地域主体のまちづくり」を積極的に展開していく必要があります。

このため、将来、農水産業を始めとした地域産業を担う人材や地域社会を支える「リーダー」など人材の育成に取り組みます。

(2) 資源を活かした地域づくり ～地域の魅力の継承と創出～

過疎地域は、農水産業を基幹産業とする地域であり、美しい自然、貴重な歴史、文化など豊かな観光資源に恵まれた地域でもあります。

今後も、この地域の主要産業である農水産業を持続的に発展させていくとともに、地域の特色である観光資源を最大限に活用していく必要があります。

このため、地域の特色や資源を融合した施策などに取り組むとともに、地域の産業を将来にわたり着実に継承・発展させていくため「地域の魅力の継承と創出」を引き続き積極的に展開していきます。

(3) 安全・安心な地域づくり ～生活環境の維持・向上～

過疎地域は、人口減少に伴う地域活力の低下が懸念されることから、今後も、地域の一人一人が安全で安心に暮らしていくことのできる生活基盤の維持・向上に持続的に取り組んでいく必要があります。

このため、道路、上・下水道、消防・救急施設、防災施設などの基盤整備のほか、生活に欠かすことのできないバス路線・航路なども加えた「生活環境の維持確保」を図るとともに、こうした生活環境の整備は、地域間の交流・連携や地域の活性化の促進も図られることから、今後も引き続きその向上

に取り組みます。

5 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5か年）

6 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画において、人口規模、財政規模にふさわしい行政サービスを、安全かつ継続的に提供していくために、公共施設等の「量」と「質」の適正化を図ることとしており、整合性をとりながら計画的・総合的なまちづくりを推進していきます。

第2 産業の振興

1 現況と問題点

(農業)

年間を通じて温暖で、降雨・降雪が少なく、野菜や花き、果物等農産物の栽培に適した地勢を有しています。また、旧呉市内や広島市等都市部に近接しており、典型的な都市型農業の発展が期待できるポテンシャルを持つ地域となっています。

近年は、倉橋町地域での「お宝トマト」や「いしじみかん」などのブランド化に取り組んだ結果、徐々に農家経営の安定化も進みつつありますが、豊町地域の「大長みかん」を始めとするかんきつ農業については、近年、価格が安定している「レモン」の栽培への転換を促し、かんきつ産地の再編を積極的に推進しています。

また、全ての地域において、鳥獣被害の深刻化や農業従事者の高齢化等が進み、農業産出額や農家戸数、耕地面積が減少し、地域の活力低下の要因となっており、今後、この状況はますます進行していくことが予想されます。

(漁業)

多くの島々と長い海岸線を有し好漁場に恵まれており、県内の約4分の1の漁業生産を担う県内有数の水産物供給地域です。

特に、倉橋町・豊浜町地域においては基幹産業であり、近年は「豊島タチウオ」などの産地ブランド化など、新たな展開を図っています。

しかしながら、全ての地域において漁場環境の悪化、漁獲量の減少や魚価の低迷、漁業経営体の減少や漁業就労者の高齢化等が進んでおり、漁業後継者の確保・育成や、漁業経営の安定化を図るための漁場整備や漁港整備等に取り組む必要があります。

(商業)

生鮮食料品や衣料品などの生活必需品を取り扱っている小規模な個人商店が多く、域内の購買人口の減少や域外への消費者の流出により、各商店は厳しい経営状況にあります。

また、地域の人口減少や高齢化が進む中、生活必需品を取り扱う小規模商店は地域の交流促進の場としての役割も担っているため、その維持が課題となっています。

今後は、商店の減少に伴う買物困難者対策、豊かな自然環境と優れた歴史、文化などの観光資源を活かした特産品小売業、飲食業の振興によるにぎわい創出など、地域の特性を活かした商業の活性化に取り組む必要があります。

(観光)

瀬戸内でも特にすばらしい多島美を含む恵まれた自然環境や、「松濤園」, 「桂浜」, 「県民の浜」, 「御手洗地区の重要伝統的建造物群保存地区」など、多くの魅力ある観光資源を有していますが、観光地としての魅力が十分発揮できていないのが現状です。

今後は、東広島・呉自動車道や第2音戸大橋による交通アクセスの向上を活かし、瀬戸内の島として各地域が育んできた文化と歴史を有機的に結び付け、その特性を最大限活用した観光施策を展開していく必要があります。

2 その対策

(農業)

人口減少・少子高齢化が著しい過疎地域において、地域を活性化させ定住者の増加につなげていくためには、基幹産業である農業を始めとする第一次産業の活性化が必要です。

このため、農道保全対策事業（農道橋等を含む。）などによる生産基盤の整備を行うほか、新規就農者総合支援事業による新たな担い手の育成に取り組みます。

また、「呉市農水産業振興ビジョン」に基づき施策の展開を図るほか、農業地域活性化支援事業により、ブランド力の高い農産物の育成や耕作放棄地の解消等を推進するとともに、有害鳥獣対策事業により農作物等への被害の減少に努めることで、農業地域の活性化を推進していきます。

(漁業)

水産基盤整備事業や増養殖事業などにより、漁場や漁業施設の改善に取り組むなど、漁場環境の維持・保全に努めます。

また、「呉市農水産業振興ビジョン」に基づき施策の展開を図るほか、市内全漁業地域における経営体の減少や従事者の高齢化対策として、新規漁業就業者総合支援事業などにより、新たな担い手の確保や育成に取り組みます。

さらに、漁業地域活性化支援事業により、漁業地域の活性化に向けた取組を推進していきます。

(商業)

地域のにぎわいや交流の創出、市民の生活利便性の向上等を図るため、特産品を含めた小売業、飲食業の振興など地域の特性を活かした商業の活性化に取り組めます。

(観光)

地域の観光資源を更に魅力のあるものとするため、観光案内板整備事業、桂浜周辺整備事業などの施設整備を推進します。

また、安芸灘大橋の通行に係る負担軽減を図るとともに、安芸灘とびしま海道での呉とびしまマラソン大会や安芸灘とびしま海道オレンジライドなどのイベントを支援することにより、地域の魅力を全国に情報発信し、地域の活性化を図ります。

観光振興は、少子高齢化・人口減少が著しい過疎地域における交流人口の拡大や、これに伴う経済効果や雇用の創出が見込まれることから、今後も引き続き地域の特色である自然環境、文化や歴史などを最大限に活用した観光施策を展開していきます。

3 計画（平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5か年））

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------|----------------|-------------------------------------|----------|----|
| 産業の振 興 | (1) 基盤整備 農業 | 小規模農業基盤整備事業（下蒲刈町地域） 農道等整備（補修・改良） | 市 | |
| | | 小規模農業基盤整備事業（倉橋町地域） 農道整備（補修・改良） | 市 | |
| | | 小規模農業基盤整備事業（倉橋町地域） かんがい排水事業 | 市 | |
| | | 農道保全対策事業（倉橋町地域） 鹿島大橋等補修等 | 県 | |
| | | 農道保全対策事業（倉橋町地域） 橋りょう等整備（補修・改良） | 市 | |
| | | 農道保全対策事業（蒲刈町地域） 蒲刈大橋等補修等 | 県 | |
| | | 農道保全対策事業（蒲刈町地域） 蒲刈トンネル等街路灯等更新等 | 市 | |
| | | 小規模農業基盤整備事業（蒲刈町地域） 農道等整備（補修・改良） | 市 | |
| | | 小規模農業基盤整備事業（豊浜町地域） 農道等整備（補修・改良） | 市 | |

| | | | | |
|--|-----|--|---|--|
| | | 小規模農業基盤整備事業（豊浜町地域） 水路整備（溝手地区） | 市 | |
| | | 小規模農業基盤整備事業（豊浜町地域） 水路整備（大浜地区） | 市 | |
| | | 農地保全整備事業（豊浜町地域） 排水路整備 延長 3, 0 0 0 m 承兼農道整備 延長 5 0 0 m （尾久比地区） | 県 | |
| | | 農道保全対策事業（豊浜町地域） 豊浜大橋点検診断・補修等 | 県 | |
| | | 基盤整備促進事業（豊浜町地域） 農道整備（水野地区） 延長 1, 8 0 0 m | 市 | |
| | | 小規模農業基盤整備事業（豊町地域） 農道等整備（補修・改良） | 市 | |
| | | 農道保全対策事業（豊町地域） 中の瀬戸大橋等補修等 | 県 | |
| | | 農道保全対策事業（豊町地域） 大崎下島トンネル街路灯等更新等 | 市 | |
| | | 農道保全対策事業（豊町地域） 岡村大橋点検診断・補修等 | 県 | |
| | | 基盤整備促進事業（豊町地域） 大長芦ノ浦線農道整備 延長 4 7 5 m | 市 | |
| | 水産業 | 水産基盤整備事業（下蒲刈町地域） 藻場造成 | 市 | |
| | | 水産基盤整備事業（下蒲刈町地域） 海底堆積物除去 | 市 | |

| | | | | |
|--|----------|---------------------------------------|---|--|
| | | 水産基盤整備事業（倉橋町地域） 藻場造成 | 市 | |
| | | 水産基盤整備事業（蒲刈町地域） 藻場造成 | 市 | |
| | | 増養殖事業（豊浜町地域） マダイ中間育成 | 市 | |
| | | 水産基盤整備事業（豊浜町地域） 藻場造成 | 市 | |
| | | 水産基盤整備事業（豊町地域） 海底堆積物除去 | 市 | |
| | (2) 漁港施設 | 港湾海岸高潮対策事業（下蒲刈町地域） 高潮対策護岸改良（三之瀬地区） | 県 | |
| | | 漁港水産物供給基盤整備事業（倉橋町地域） 漁港施設補修 | 県 | |
| | | 漁港海岸保全施設整備事業（倉橋町地域） 護岸改良（家之元地区） | 県 | |
| | | 港整備交付金事業（倉橋町地域） 防波堤改良（釣士田地区） | 県 | |
| | | 港整備交付金事業（倉橋町地域） 防波堤改良（室尾地区） | 県 | |
| | | 港整備交付金事業（蒲刈町地域） 防波堤改良（宮盛地区） | 県 | |
| | | 漁港水産物供給基盤整備事業（豊浜町地域） 漁港施設補修 | 県 | |
| | | 漁港海岸保全施設整備事業（豊浜町地域） 護岸改良（立花地区） | 県 | |

| | | | | |
|--|-----------------------|--|---|--|
| | | 漁港海岸保全施設整備事業（豊浜町地域） 護岸改良（内浦地区） | 県 | |
| | | 港整備交付金事業（豊浜町地域） 浮棧橋改良（立花・金崎地区） | 県 | |
| | | 漁港水産物供給基盤整備事業（豊町地域） 物揚場施設補修 | 県 | |
| | | 港湾改良事業（豊町地域） 防波堤改良（三角地区） | 県 | |
| | (4) 地場産業の振興 技能習得施設 | 未利用施設を活用した定住促進事業（豊浜町地域） 担い手育成及び定住促進施設整備 | 市 | |
| | (8) 観光又はレクリエーション | 観光案内板整備事業（全域） 観光案内板等設置 | 市 | |
| | | 海岸保全施設維持補修事業（下蒲刈町地域） 梶ヶ浜整備 | 市 | |
| | | 観光施設整備事業（下蒲刈町地域） 物産販売所等整備 | 市 | |
| | | くらはし桂浜温泉館源泉維持管理事業（倉橋町地域） 源泉ポンプ維持管理 | 市 | |
| | | 火山周辺整備事業（倉橋町地域） 遊歩道改修等 | 市 | |
| | | 桂浜周辺整備事業（倉橋町地域） 散策道整備 | 市 | |
| | | やすらぎ交流施設整備事業（倉橋町地域） 農村体験施設整備 | 市 | |

| | | |
|--|--|---|
| <p>(9) 過疎地域自立 促進特別事業</p> | <p>県民の浜整備事業（蒲刈町地域） 配管修繕等</p> | 市 |
| | <p>あび資料館整備事業（豊浜町地域） 展示施設整備</p> | 市 |
| | <p>観光案内看板設置事業（豊町地域） 御手洗地区観光案内看板設置</p> | 市 |
| | <p>スポーツレクリエーション施設整備事業（豊町地域） 駐車場，トイレ，シャワー棟等整備</p> | 市 |
| | <p>新規就農者総合支援事業（全域） 新規就農者に対し，技術取得や営農の早期安定化が図られるよう支援し，担い手の育成・確保を図る。</p> | 市 |
| | <p>農業地域活性化支援事業（全域） 地産地消の推進・ブランド力の向上等や遊休農地の再生・活用に地域が一体となって取り組む活動を支援し，農業地域の活性化を推進する。</p> | 市 |
| | <p>松林保全事業（下蒲刈町・倉橋町・蒲刈町地域） 松林と瀬戸内海の多島美が織り成す景観を次世代へ受け継ぐため，松林の保全を図る。</p> | 市 |
| <p>有害鳥獣対策事業（全域） 有害鳥獣の捕獲や金網等の防護柵の設置による対策を推進するとともに，地域が一体となった有害鳥獣対策に向けた取組を支援することで，農作物等への被害減少と経営意欲の維持・増進を図る。</p> | 市 | |
| <p>漁業地域活性化支援事業（全域） 水産資源の再発見や流通システムの見直しなどの取組について支援し，漁業地域の活性化を</p> | 市 | |

| | | | | |
|--|--|---|---|--|
| | | <p>図る。</p> <p>新規漁業就業者総合支援事業（全域） 新規漁業就業者に対し，漁業経営の早期安定化が図られるよう支援し，担い手の育成・確保を図る。</p> | 市 | |
| | | <p>シルバー漁師研修事業（全域） U J I ターンなどにより，新たに漁業就業を目指す中高年者に対し，研修を実施する。</p> | 市 | |
| | | <p>島のにぎわい拠点公募事業（全域） 新規出店者又は既存店舗において買物困難支援サービス等の新たなサービスを提供する事業者を支援し，商業の活性化及びにぎわいや交流の創出を図る。</p> | 市 | |
| | | <p>呉とびしまマラソン大会（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域） 安芸灘とびしま海道でのマラソン大会を支援することにより，地域の魅力を全国に情報発信し，地域の活性化を図る。</p> | 市 | |
| | | <p>安芸灘とびしま海道オレンジライド（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域） 安芸灘とびしま海道でのサイクリングイベントを支援することにより，地域の魅力を全国に情報発信し，地域の活性化を図る。</p> | 市 | |
| | | <p>安芸灘大橋通行料補助事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域） 安芸灘とびしま海道を訪れる観光客に対して安芸灘大橋の通行料の一部を補助し，更なる観光客の誘致を図る。</p> | 市 | |

4 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画における、「公共施設」、「インフラ」の管理に関する基本方針と整合性を図りながら地域の活性化に資する事業を推進していきます。

第3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

1 現況と問題点

(道路交通等)

全ての地域において、市道、県道等の拡幅工事等を行ってきましたが、道路の両側に住宅が密集しているなど地形的な制約により道路の拡幅が困難な区間もあり、救急業務や消防業務の円滑化、定住環境や安全性の向上などの必要性からも、早期の整備が望まれています。

倉橋町鹿島地区、蒲刈町、豊浜町及び豊町については、農道橋が本土へつながる唯一の道路であり、計画的に保全対策を図っていく必要があります。

公共交通については、バスが地域住民の主要な交通手段となっており、地域の実情に応じた公共交通手段を確保し、利便性の向上を図っていく必要があります。

また、齋島及び三角島については、航路が住民の唯一の公共交通手段であることから、その維持に努める必要があります。

(情報化)

情報通信技術の飛躍的な発展は、行政内部の情報化とともに、地域の情報化にも大きな影響を及ぼし、様々な分野においてその技術を活用したサービスが展開されています。

しかしながら、地理的要因などにより民間による情報通信基盤の整備は見込まれない地域もあるため、情報通信格差の是正に向けた取組が必要であり、現在、豊浜町及び豊町地域において、有線テレビジョン放送施設を整備し、難視聴地域を解消するとともに、広報活動の一環として地域に密着した自主制作番組の放送等を実施しています。

また、市民の安全に密接に関わる防災行政無線については、デジタル化への更新が完了していますが、引き続き、難聴地区の解消に向けて、検討を行っていく必要があります。

2 その対策

(道路交通等)

地域住民の生活福祉の向上や安全の確保を図る上で最も身近な交通基盤である市道の改良及び新設整備を今後も継続し、交通事情の改善に取り組みます。

農道及び林道については、農業の効率化や森林の保護及び地域振興の基盤として、また、地域の生活道路、更に災害時のうかい路としての役割も担っていることから、今後も引き続き保全整備に努めます。

さらに、全ての地域において、住民の主要な公共交通手段である各地域内のバス路線や航路の維持・確保に努めるとともに、利便性の向上を図っていきま

す。

(情報化)

情報通信格差の是正に向けた施策を推進し、今後は整備済の高速地域情報通信ネットワークを利用し、多様化する行政需要に対応した行政サービスの提供に取り組むとともに、防災行政無線の拡充等についても検討を行います。

また、豊浜町・豊町地域における有線テレビジョン放送設備に係る耐用年数が経過した設備の更新を行い、施設の維持・安定性向上に努めるとともに、地域住民の利便性向上に配慮した施設の運営により、情報サービスの向上を図ります。

3 計画（平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5か年））

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---|----------------|--------------------------------------|----------|----|
| 交通通信 体系の整備，情報 化及び地 域間交流 の促進 | (1) 市町村道 道路 | 白崎大亀線整備事業（下蒲刈町地域） 延長2,400m 幅員5.0m | 市 | |
| | | 下島大野線整備事業（下蒲刈町地域） 延長897m 幅員5.0m | 市 | |
| | | 沖友一周線整備事業（豊町地域） 延長1,100m 幅員5.0m | 市 | |
| | | 大長南線整備事業（豊町地域） 延長800m 幅員5.0m | 市 | |
| | | 大長中央線整備事業（豊町地域） 延長700m 幅員5.0m | 市 | |
| | | 大長北谷線整備事業（豊町地域） 延長900m 幅員5.0m | 市 | |
| | (2) 農道 | 小規模農業基盤整備事業（下蒲刈町地域） 農道等整備（補修・改良） | 市 | 再掲 |
| | | 小規模農業基盤整備事業（倉橋町地域） 農道整備（補修・改良） | 市 | 再掲 |
| | | | | |

| | | | | |
|--|--|--|---|----|
| | | 農道保全対策事業（倉橋町地域） 鹿島大橋等補修等 | 県 | 再掲 |
| | | 農道保全対策事業（倉橋町地域） 橋りょう等整備（補修・改良） | 市 | 再掲 |
| | | 農道保全対策事業（蒲刈町地域） 蒲刈大橋等補修等 | 県 | 再掲 |
| | | 農道保全対策事業（蒲刈町地域） 蒲刈トンネル等街路灯等更新等 | 市 | 再掲 |
| | | 小規模農業基盤整備事業（蒲刈町地域） 農道等整備（補修・改良） | 市 | 再掲 |
| | | 小規模農業基盤整備事業（豊浜町地域） 農道等整備（補修・改良） | 市 | 再掲 |
| | | 農地保全整備事業（豊浜町地域） 排水路整備 延長 3, 0 0 0 m 承兼農道整備 延長 5 0 0 m （尾久比地区） | 県 | 再掲 |
| | | 農道保全対策事業（豊浜町地域） 豊浜大橋点検診断・補修等 | 県 | 再掲 |
| | | 基盤整備促進事業（豊浜町地域） 農道整備（水野地区） 延長 1, 8 0 0 m | 市 | 再掲 |
| | | 小規模農業基盤整備事業（豊町地域） 農道等整備（補修・改良） | 市 | 再掲 |
| | | 農道保全対策事業（豊町地域） 中の瀬戸大橋等補修等 | 県 | 再掲 |
| | | 農道保全対策事業（豊町地域） 大崎下島トンネル街路灯等更新等 | 市 | 再掲 |

| | | | | |
|--|--------------------------------------|--|---|----|
| | | 農道保全対策事業（豊町地域） 岡村大橋点検診断・補修等 | 県 | 再掲 |
| | | 基盤整備促進事業（豊町地域） 大長芦ノ浦線農道整備 延長475m | 市 | 再掲 |
| | (6) 電気通信施設等情報化のための施設 有線テレビジョン放送施設 | 呉市有線テレビジョン放送施設設備機器更新事業（豊浜町・豊町地域） 設備機器更新事業 | 市 | |
| | (11) 過疎地域自立促進特別事業 | 生活交通確保事業（下蒲刈町・倉橋町地域） 地域住民の主要な交通手段である生活バス路線の運行経費の一部を負担し、路線の維持確保を図る。 | 市 | |
| | | 生活交通路線維持事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域） 地域住民の主要な交通手段である民間バス路線に対し運行補助を行い、路線の維持確保を図る。 | 市 | |
| | | 離島航路補助事業（豊浜町・豊町地域） 地域住民の唯一の交通手段である航路の運航経費の一部を補助し、航路の維持確保を図る。 | 市 | |
| | | 離島住民交通費補助事業（豊浜町地域） 地域住民の唯一の交通手段である航路の運賃の一部を補助し、住民の生活の安定を図る。 | 市 | |
| | | 生活航路確保事業（豊町地域） 地域住民の主要な交通手段である航路の運航経費の一部を負担し、航路の維持確保を図る。 | 市 | |

| | | | | |
|--|----------|--|---|--|
| | | 離島住民交通費補助事業（豊町地域） 地域住民の唯一の交通手段である航路の運賃を補助し，住民の生活の安定を図る。 | 市 | |
| | (12) その他 | 県道改良負担金 主要地方道下蒲刈川尻線（下蒲刈町地域） 交差点改良（三之瀬地区） | 県 | |
| | | 県道改良負担金 主要地方道音戸倉橋線（倉橋町地域） 延長 1, 0 0 0 m（井目木地区） | 県 | |
| | | 県道改良負担金 主要地方道音戸倉橋線（倉橋町地域） 延長 4 5 0 m（本浦地区） | 県 | |
| | | 県道改良負担金 一般県道中大迫清田線（倉橋町地域） 延長 2, 0 0 0 m（長谷地区） | 県 | |
| | | 県道改良負担金 一般県道宮ノ口瀬戸線（倉橋町地域） 延長 8 0 0 m（家之元地区） | 県 | |
| | | 県道改良負担金 一般県道上蒲刈島循環線（蒲刈町地域） 延長 6 6 0 m（田戸～向地区） | 県 | |
| | | 県道改良負担金 一般県道豊島線（豊浜町地域） 延長 8 0 0 m（小野浦・内浦地区） | 県 | |
| | | 県道改良負担金 一般県道大崎下島循環線（豊町地域） 延長 6 3 0 m（大長・野坂地区） | 県 | |

4 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画における、「公共施設」、「インフラ」の管理に関する基本方針と整合性を図りながら地域の活性化に資する事業を推進していきます。

第4 生活環境の整備

1 現況と問題点

(上水道)

上水道は、快適な生活を送るために必要な施設です。

安全で安心な水道水を安定供給するため、施設の適正な維持管理に努めていますが、近年の大規模な地震の発生状況から、自然災害への対応が求められており、施設の耐震対策が必要です。

(下水道)

下水道は、生活環境の改善及び河川や海などの水質保全のために必要な施設です。

これまで、倉橋中央処理区、本浦処理区、蒲刈処理区、蒲刈町向地区、豊浜町豊島地区及び豊町久比地区において整備を順次進めてきました。

今後も、人口動態や地理的条件などを勘案し、必要な整備を進めていく必要があります。

(消防・救急・防災)

近年発生する災害は、複雑・多様化しており、これらに確実に対応するため消防署と消防団の連携を強化し、消防力や救急・救助体制を更に充実させるとともに、防災行政無線等による情報提供や、高齢者世帯を始めとする市民の防火・防災意識を高めていく必要があります。

また、島しょ部特有の地理的特性から生じる土砂災害や高潮などの被害から住民の生活を守るため、急傾斜地崩壊対策や護岸整備等が求められています。

(防犯)

多様化する犯罪への対策として、犯罪の起こりにくい安全で安心なまちづくりが求められています。また、豊島大橋の開通によってこれまで以上に不特定多数の人が流入する環境となっており、防犯に関して更なる関心が寄せられています。

自らの地域は自ら守るという連帯意識の下で、市、警察、市民、事業者等がそれぞれの役割を果たしながら相互に協力し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを進めていく必要があります。

(交通安全)

いずれの地域も、特に高齢化率の高い地域であるため、高齢者が関係する交通事故が多発することが懸念されます。また、豊島大橋の開通によって主要な島しょ部が全て陸続きとなり、車両通行量の増加などの交通事情の変化に伴う

交通事故の抑制・防止が求められています。

このため、交通安全に対する意識の高揚をより一層図る必要があります。

2 その対策

(上水道)

将来にわたって安全で安心、安定した水道サービスを提供するため、主要配水施設については、重要度や緊急性から優先順位を検討した上での補修や耐震補強又は更新工事を実施し、管路については、更新に合わせた計画的な耐震化を推進します。

(下水道)

引き続き特定環境保全公共下水道事業を実施し、公衆衛生の向上を図るとともに周辺海域など公共用水域の水質保全に努めます。

今後も、人口動態や地理的条件などを勘案して必要な整備を推進するとともに、既に供用開始している地域については、水洗化の普及・啓発に努めます。

また、下水道事業及び集落排水事業の実施が困難な地域においては、浄化槽の設置補助を行い、快適な生活環境の創造や水質保全に努めます。

(消防・救急・防災)

消防・防災面で大きな役割を担っている消防団の適正配置を考え、統廃合や拠点施設の整備を推進するとともに、消火活動に欠かせない消防自動車等の更新を計画的に進めます。

また、土砂災害や高潮などの被害から住民の生活を守るため、急傾斜地崩壊対策事業や護岸整備等に取り組みます。

(防犯)

犯罪を未然に防止し、犯罪の起こりにくい安全で安心なまちづくりを進めるため、鍵掛けの励行や一家一点灯運動の呼び掛け等について自治会等の協力を得ながら、広報などによる防犯意識の啓発を行うとともに、地域ぐるみでの自主的な防犯活動に対する支援に努めます。

また、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を推進します。

(交通安全)

豊島大橋の開通による交通環境の変化に対応し、地域住民の安全を確保するため、反射材着用の呼び掛けなど高齢者を中心とした交通安全教育や広報などによる啓発活動に努めます。

3 計画（平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5か年））

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 | |
|---------------------------------------|----------------------|--|---|----|--|
| 生活環境 の整備 | (1) 水道施設 簡易水道 | 簡易水道施設整備事業（全域） 老朽化施設更新 | 市 | | |
| | (2) 下水処理施設 公共下水道 | 特定環境保全公共下水道事業（倉橋町地域） 公共下水道整備 | 市 | | |
| | その他 | 浄化槽整備事業（全域） 浄化槽設置補助 | 市 | | |
| | (5) 消防施設 | | 消防団小型動力ポンプ付積載車更新事業（全 域） 小型動力ポンプ付積載車 | 市 | |
| | | | 消防自動車等更新事業（全域） 消防ポンプ自動車・救急自動車等更新 | 市 | |
| | | | 耐震性防火水槽整備事業（全域） 耐震性防火水槽設置 | 市 | |
| | | | 消防団倉橋地区詰所整備事業（倉橋町地域） 消防団詰所整備 | 市 | |
| | (7) 過疎地域自立 促進特別事業 | 農業地域活性化支援事業（全域） 地産地消の推進・ブランド力の向上等や遊休 農地の再生・活用に地域が一体となって取り組 む活動を支援し，農業地域の活性化を推進す る。 | 市 | 再掲 | |
| | (8) その他 | | 浸水対策事業（下蒲刈町地域） 排水ポンプ施設整備 | 市 | |
| | | | 下島大川通常砂防事業（下蒲刈町地域） 砂防遊砂地等整備 | 県 | |
| 農業用水路整備事業（蒲刈町地域） 雨水排水ポンプ施設更新（大浦地区） | | | 市 | | |
| 海岸保全整備事業（蒲刈町地域） 護岸改良（大浦地区） | | | 県 | | |

| | | | | |
|--|--|---------------------------------|---|--|
| | | 急傾斜地崩壊対策事業（豊町地域） 法面被覆（御手洗地区） | 市 | |
| | | 海岸保全事業（豊町地域） 護岸改良（大長北堀・南堀地区） | 県 | |

4 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画における、「公共施設」，「インフラ」の管理に関する基本方針と整合性を図りながら地域の活性化に資する事業を推進していきます。

第5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進並びに医療の確保

1 現況と問題点

(高齢者福祉)

少子高齢化の進行に適切に対応するためには、保健・医療・福祉など、必要なサービスを総合的に提供し、安心して暮らすことができる生活環境を整備するとともに、閉じ籠もり防止や社会参加の促進を図る必要があります。

また、多様化するニーズに的確に対応していくためには、高齢者にとって適切なサービスを提供することができる体制づくりや健康づくりの施策の充実が必要です。

(障害者福祉)

障害者が地域社会の一員として自立し、生きがいのある生活を送ることができるようにするため、総合的な保健福祉サービス提供体制の構築を図る必要があります。

また、身体障害、知的障害、精神障害などの障害の特性に応じた施策の充実を図っていく必要があります。

(児童福祉)

子どもの声や笑顔は、地域に活気を生み出す新たなエネルギーになるとともに、地域力の向上につながることを期待されます。

そのために、少子化対策について、それぞれの立場で役割を担う家庭、学校、保育所、幼稚園、地域社会、医療機関、企業及び行政が一体となっていく実効性の高い施策が求められています。

(医療)

各地域ともに、高齢化が進行している上に、高次の救急医療は呉市中心部、広地区等の病院に頼っており、その病院までの移動にはかなりの時間を要する状況となっています。

地域で安心した生活を送るためには、在宅医療体制及び救急搬送体制の確立が急務ですが、地理的な問題や採算性の面から、なかなか進まないのが現状です。

2 その対策

(高齢者福祉)

介護予防教室を開催するなど高齢者ができる限り要介護状態になることのないよう支援していくとともに、要介護状態になった場合でも住み慣れた家庭や地域で自立した生活を営むことができるよう在宅介護支援体制などの充実を図

ります。

加えて、保健出張所等での地域保健活動の充実を図るとともに、「健康くれ21計画」に基づき、運動と食に着目した健康づくり事業を実施するなど、健康づくり施策を推進します。

(障害者福祉)

「呉市障害者基本計画」に基づき、誰もが参加し、支え合う共生社会の実現を目指して、総合的な施策の実施に努めます。

また、ホームヘルプサービスを始めとする在宅福祉サービスや自立に向けた施策の充実を図ります。

(児童福祉)

「呉市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種サービスの充実や情報提供などにより子どもの成長と子育てを支援します。

また、適正規模での保育環境の整備を図るため、統合・民営化を推進し、市内のどの施設に通っても同程度のサービスが受けられるよう、保育の質の維持・向上に取り組みます。

さらに、地域において子どもと子育てを支える環境づくりのほか、保健・医療・福祉・教育の各分野での連携により親子の健康づくり、事故や犯罪から子どもを守る安全なまちづくりに取り組みます。

(医療)

地域住民全てが適切な保健・医療サービスを受けられるような環境を整備するため、保健医療従事者の確保や直営医療施設の医療機器の整備を進めるとともに、掛かり付け医の協力の下、初期救急医療体制を確保し、高次の救急における総合病院への早期の搬送体制の強化を図ります。

また、近隣各市町、県、関係機関などとの連携強化により広域的な見地から量的・質的な充実を図ります。

3 計画（平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5か年））

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|------------------------------------|----------------------|---|----------|----|
| 高齢者等 の保健及 び福祉の 向上及び 増進 | (8) 過疎地域自立 促進特別事業 | 公共交通利用支援事業（全域） 高齢者等の主要な交通手段であるバスの運賃の一部を補助し、高齢者等の社会参加の促進等を図る。 | 市 | |

| | | | | |
|-------|----------------------|---|---|--|
| 医療の確保 | (1) 診療施設 その他 | 医療機器整備事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域） 公立下蒲刈病院医療機器整備 | 市 | |
| | (3) 過疎地域自立 促進特別事業 | 医師確保対策事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域） 公立下蒲刈病院において，医師を確保し，地域医療の確立を図る。 | 市 | |

4 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画における，「公共施設」，「インフラ」の管理に関する基本方針と整合性を図りながら地域の活性化に資する事業を推進していきます。

第6 教育の振興

1 現況と問題点

(学校教育)

呉市では、義務教育9年間を通じて児童・生徒の確かな学力の向上と規範意識の醸成・社会性の定着を目指し、小中一貫教育に取り組んでいます。今後更にこの取組を充実させるとともに、子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む教育を進め、子ども一人一人の個性を尊重し、自ら学び、自ら考える力と豊かな人間性を育む教育を進める必要があります。

また、各地域には恵まれた自然環境や歴史・文化があり、これらを教育的財産として、一人一人の児童・生徒との関わりを通して心豊かな人間形成を図るとともに、地域に根ざした特色ある学校づくりが求められています。

(生涯学習)

豊かで充実した人生や生活を送れるように、これまで「呉市生涯学習推進計画」を策定するなど取組を進めてきましたが、高齢化の進行などに伴い、これまで以上に生きがいや心の豊かさ等が求められる時代となっています。

心身ともに健やかで生き生きとした生活を送れるように、多様化した地域住民の学習ニーズに対応した学習活動を支援し、地域住民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的などに応じて親しむことのできる生涯学習環境の整備を進めていく必要があります。

2 その対策

(学校教育)

小中一貫教育の推進、学校への人的支援体制の充実、学校と地域の連携などの取組を更に進め、学力と社会性の定着を育成するとともに、校舎等の施設整備、学校統合による通学距離の増加に伴う児童・生徒への通学支援などにより教育環境の充実を図ります。

(生涯学習)

生涯学習に関する各種情報提供を充実させ、各地域の様々な文化施設、公園施設等を活用し、生涯学習活動の機会の充実や島外の住民との交流を図ります。

3 計画（平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5か年））

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------|------------------------|---|------------|----|
| 教育の振 興 | (1) 学校教育関連 施設 校舎 | 普通教室空調設備整備事業（全域） 空調設備整備 | 市 | |
| | | 下蒲刈中学校校舎改築事業（下蒲刈町地域） 校舎改築等 | 市 | |
| | | 公立学校建物大規模改造事業（蒲刈町地域） 老朽箇所改修等 | 市 | |
| | (4) 過疎地域自立 促進特別事業 | 通学支援事業（全域） 公共交通機関による通学が困難な児童・生徒を対象にスクールバス（スクールタクシー）を運行するとともに、遠距離等の理由で公共交通機関を利用する児童・生徒に対しては通学費の一部を補助することで、安全な通学手段の確保を図る。 文化・芸術体験活動事業（全域） 児童に、地域の文化や歴史に触れる体験をさせることで、豊かな感性と郷土愛の育成を図る。 | 市 市 | |

4 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画における、「公共施設」、「インフラ」の管理に関する基本方針と整合性を図りながら地域の活性化に資する事業を推進していきます。

第7 地域文化の振興等

1 現況と問題点

地域には、伝統芸能や史跡、文化財などそれぞれに独自の「歴史」や「伝統文化」があります。

これらの継承を図るとともに、地域の伝統文化を活かした特色あるイベントなどを開催し、地域固有の文化の振興を図ることが大切です。

これらの伝統文化は、地域への誇りと愛着を育てるとともに、観光振興の上でも観光客を呼び込む資源として、地域の活性化に大きく寄与しています。

しかしながら、各地域とも若年層の地域外への流出等により、伝統文化を継承していく次世代の担い手の確保が懸念されています。

2 その対策

各地域の歴史や文化を再確認し、呉市民の財産として正しく伝承していく必要があります。

また、文化施設を活用した事業の充実や、自主的・創造的な活動を始めたとした各種の文化活動を支援するとともに、まちづくり協議会などコミュニティ活動の連携強化により、後継者の育成や確保に努めます。

さらに、豊島大橋の開通により豊浜町・豊町地域には島外から多くの人々が訪れていることから、地域の文化や歴史に触れられる交流イベントなどの開催を促進するとともに、歴史的町並みである御手洗地区の重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業などに取り組みます。

また、各地域の文化施設やイベント開催などの情報を、地域住民のみならず、広く情報発信し、地域文化の振興に努めます。

3 計画（平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5か年））

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------|-----------------------------------|---------------------------------|----------|----|
| 地域文化 の振興等 | (1) 地域文化振興 施設等 地域文化振興施 設 | 環境整備事業（下蒲刈町地域） 街路灯整備 | 市 | |
| | | 蘭島文化振興施設改修事業（下蒲刈町地域） 建物改修等 | 市 | |
| | | 若胡子屋復元事業（豊町地域） 若胡子屋補修（御手洗地区） | 市 | |

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | | 重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業（豊町地域） 建造物等保存修理（御手洗地区） | 市 | |
| | | 旧金子家住宅保存修理事業（豊町地域） 旧金子家住宅保存修理（御手洗地区） | 市 | |

4 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画における、「公共施設」、「インフラ」の管理に関する基本方針と整合性を図りながら地域の活性化に資する事業を推進していきます。

第8 集落の整備

1 現況と問題点

各地域に共通する課題は、人口の流出に歯止めを掛けるとともに、魅力ある地域づくりを推進し、豊かな自然環境を活かした快適な居住空間を形成し、若者の定住促進に努めることです。

このため、地域協働によるコミュニティ活動のより一層の活性化を図りながら、自分の住む地域に愛着と誇りを持つことのできる、人間性豊かな触れ合いのある地域の形成に向けた施策が必要となっています。

2 その対策

各地域において個性と魅力ある地域づくりを推進していくため、各地域単位で地域振興のために組織したまちづくり協議会を支援し、地域主体のまちづくりの推進を図ります。

加えて、集落間を結ぶ道路交通網の整備を計画的に実施して集落間の交流促進を図るとともに、地域住民の主要な公共交通手段であるバス路線・航路の維持確保により移動手段を確保し、住民同士のコミュニティ活動の強化を図ります。

これらの各分野の様々な施策展開による相乗的な効果によって就業機会の創出を図り、若者を中心とした人口流出の防止や、U・J・Iターンによる定住の促進を進めていきます。

3 計画（平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5か年））

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------|----------------------|---|----------|----|
| 集 落 の 整 備 | (2) 過疎地域自立 促進特別事業 | 地域まちづくり振興事業（全域） 旧合併町単位で地域振興のために組織した 団体の取組に対し支援し、地域主体のまちづ くりの推進を図る。 | 市 | |
| | | 移住・定住促進事業（全域） 移住・定住者の住宅取得費用の一部を補助 し、人口増加を図る。 | 市 | |
| | | 空き家の利活用促進事業（全域） 空き家の家財道具等の処分費用の一部を補助 し、空き家の利活用促進を図る。 | 市 | |

| | | | |
|--|---|---|----|
| | <p>生活交通確保事業（下蒲刈町・倉橋町地域）</p> <p>地域住民の主要な交通手段である生活バス路線の運行経費の一部を負担し，路線の維持確保を図る。</p> | 市 | 再掲 |
| | <p>生活交通路線維持事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域）</p> <p>地域住民の主要な交通手段である民間バス路線に対し運行補助を行い，路線の維持確保を図る。</p> | 市 | 再掲 |
| | <p>離島航路補助事業（豊浜町・豊町地域）</p> <p>地域住民の唯一の交通手段である航路の運航経費の一部を補助し，航路の維持確保を図る。</p> | 市 | 再掲 |
| | <p>離島住民交通費補助事業（豊浜町地域）</p> <p>地域住民の唯一の交通手段である航路の運賃の一部を補助し，住民の生活の安定を図る。</p> | 市 | 再掲 |
| | <p>生活航路確保事業（豊町地域）</p> <p>地域住民の主要な交通手段である航路の運航経費の一部を補助し，航路の維持確保を図る。</p> | 市 | 再掲 |
| | <p>離島住民交通費補助事業（豊町地域）</p> <p>地域住民の唯一の交通手段である航路の運賃を補助し，住民の生活の安定を図る。</p> | 市 | 再掲 |

4 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画における，「公共施設」，「インフラ」の管理に関する基本方針と整合性を図りながら地域の活性化に資する事業を推進していきます。

第9 その他地域の自立促進に関し必要な事項

1 現況と問題点

人口減少や少子高齢化の更なる進行が見込まれる中、過疎地域のコミュニティを将来にわたり維持・活性化していくためには、一定のハード整備を着実にしつつ、地域協働を基本に据えた地域のコミュニティ活動の一層の活性化や地域社会を支えるリーダーの育成などソフト面の充実を図ることが必要です。

また、各地域の均衡ある発展を図るため、都市拠点である呉市中央地域との適切な役割分担を図りつつ、サービスを提供する地域拠点の充実が求められています。

2 その対策

住民の行政ニーズに応えられるよう、地域の活動拠点としての市民センター等の環境整備に取り組みます。

また、ゆめづくり地域協働プログラムにより、まちづくり協議会などによる地域住民の主体的な活動の推進や地域おこし協力隊を活用した地域の情報発信力の強化を図り、地域と行政とが一体となって、地域の実情に応じた画一的でない、活力と魅力ある個性豊かなまちづくりに取り組んでいきます。

3 計画（平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5か年））

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|------------------------------------|------------------|--|----------|----|
| その他地 域の自立 促進に関 し必要な 事項 | 過疎地域自立促進特 別事業 | ゆめづくり地域協働プログラム（全域） 各地区のまちづくり協議会が策定した地域 まちづくり計画に基づく事業を支援し、自立 した地域経営の推進を図る。 | 市 | |

4 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画における、「公共施設」、「インフラ」の管理に関する基本方針と整合性を図りながら地域の活性化に資する事業を推進していきます。